

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

高知県公営企業局管理規程	ページ
◎高知県公営企業局病院事業財務規程の一部を改正する規程	1
高知県教育委員会規則	
◎高知県教育委員会に係る高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する規則	1
高知県公安委員会規則	
◎高知県公安委員会に係る高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する規則	1
高知県公安委員会告示	
◎告示(高知県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則に基づく電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等の定め)の一部改正	1

### 公営企業局管理規程

高知県公営企業局病院事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年1月4日

高知県公営企業局長 橋口 欣二

#### 高知県公営企業局管理規程第1号

##### 高知県公営企業局病院事業財務規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局病院事業財務規程(平成19年高知県公営企業局管理規程第28号)の一部を次のように改正する。

第26条第1項ただし書中「納付させる」を「納付させる場合又はその性質上納入の通知を必要としない収入の」に改める。

第28条の2の見出し中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条中「第231条の2第6項」を「第231条の2の2」に、「同項」を「納入義務者が同法第231条の2の3第1項」に、「指定代理納付者に納入義務者の収納金を納付させることを承認した」を「指定納付受託者に収納金の納付を委託した」に、「領収書に承認印(別記第41号様式の2)を押し、これを」を「局長が別に定めるところにより、領収書を」に改める。

別記第41号様式の2を削る。

#### 附則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年1月4日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日において現に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)第6条の規定による改正前の地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定による指定を受けている者に対するこの規程による改正前の高知県公営企業局病院事業財務規程の規定の適用については、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

#### 教育委員会規則

高知県教育委員会に係る高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する規則をここに公布する。

令和4年1月4日

高知県教育長 伊藤 博明

#### 高知県教育委員会規則第1号

##### 高知県教育委員会に係る高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する規則

高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(平成16年高知県条例第65号)に規定する高知県教育委員会が所管する手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合における同条例の施行に関し必要な事項については、高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則(令和3年高知県規則第72号)の規定の例による。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 公安委員会規則

高知県公安委員会に係る高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する規則をここに公布する。

令和4年1月4日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一

#### 高知県公安委員会規則第1号

##### 高知県公安委員会に係る高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する規則

高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(平成16年高知県条例第65号)に規定する高知県公安委員会が所管する手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合における同条例の施行に関し必要な事項については、高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則(令和3年高知県規則第72号)の規定の例による。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 公安委員会告示

#### 高知県公安委員会告示第1号

令和3年6月高知県公安委員会告示第9号(高知県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則に基づく電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等の定め)の一部を次のように改正する。

令和4年1月4日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一

表中

申請等	根拠条項
-----	------

を

申請等	根拠条項
道路交通法(昭和35年法律第105号)第8条第2項の規定による道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分の通行の許可の申請	高知県道路交通法施行細則(昭和35年高知県公安委員会規則第5号)第6条第3項
道路交通法第45条第1項ただし書又は第49条の5の規定による駐車等の許可の申請	高知県公安委員会規則第5号)第6条第3項
道路交通法第56条又は第57条第3項の規定による設備外積載、荷台乗車又は制限外積載の許可の申請	道路交通法施行規則第8条第1項
道路交通法第74条の3第1項の規定による安全運転管理者の選任若しくは同条第4項の規定による副安全運転管理者の選任又は安全運転管理者若しくは副安全運転管理者(以下「安全運転管理者等」という。)の解任に関する届出	道路交通法第74条の3第5項

安全運転管理者等の選任又は解任に関する届出事項の変更の届出	高知県道路交通法施行細則第19条第5項
に改め、「(昭和35年法律第105号)」を削り、	
道路の使用の許可に係る許可証の再交付の申請	道路交通法第78条第5項
を	
道路の使用の許可に係る許可証の再交付の申請	道路交通法第78条第5項
警備業の廃止の届出	警備業法(昭和47年法律第117号)第10条第1項
に改め、「(昭和47年法律第117号)」を削り、	
警備業務を行うに当たって用いる服装に関する届出事項の変更の届出	警備業法第16条第3項において読み替えて準用する同法第11条第1項
を	
警備業務を行うに当たって用いる服装に関する届出事項の変更の届出	警備業法第16条第3項において読み替えて準用する同法第11条第1項
警備業務を行うに当たって携帯する護身用具に関する届出	警備業法第17条第2項において読み替えて準用する同法第16条第2項
警備業務を行うに当たって携帯する護身用具に関する届出事項の変更の届出	警備業法第17条第2項において読み替えて準用する同法第11条第1項
に、	
暴力団員による不当な行為の防	暴力団員による不当な

止等に関する法律(平成3年法律第77号)第14条第1項に規定する責任者の選任の届出	行為の防止等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第4号)第17条第1項
を	
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第14条第1項に規定する責任者の選任の届出	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第4号)第17条第1項
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成28年法律第9号)第10条第2項に規定する小型無人機等の飛行に関する通報	重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則(平成28年国家公安委員会規則第9号)第3条第1項又は第4条
に改める。	